

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 財政のあらまし【財政局財務部財政課】2
- 指定管理者の指定の一部の変更【保健福祉局総務部総務課】21
- 指定管理者の指定の一部の変更【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】23
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部保育課】25
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退【子ども家庭局子ども家庭部保育課】26

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課】27
- 売払契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子育て支援部青少年課】30
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】33

◇ 訂 正

- 第5466号の訂正【総務局総務部法制課】36

北九州市告示第443号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定に基づき、令和5年9月30日現在における本市の財政状況等をここに公表する。

令和5年12月28日

北九州市長 武内和久

財政のあらまし

はじめに

本市の令和4年度決算は、新型コロナウイルス感染症対策事業が縮小した一方、年度後半にかけての物価高騰対策事業の実施などにより、一般会計においては、歳入・歳出ともに過去3番目の規模となりました。

一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字であるものの、本市では市民一人あたりの市債残高が20政令指定都市中最も多いことなど厳しい財政状況が続いていることに加え、物価高騰の影響や、昨今の外壁落下など公共施設の老朽化対策にかかる維持補修費、少子高齢化の進展等に伴う福祉・医療関係経費の伸びなどを踏まえると、今後さらに危機感を強め、財政運営を行う必要があります。

こうした状況にありながらも、本年度中に策定することとしている新たな北九州市のビジョン（北九州市基本構想・基本計画）を実現するためには、市政変革の取組を着実に進め、行財政運営のあり方を変革する必要があります。

そのため、市政変革の取組手法及び対象項目等を具体的に記載した「北九州市政変革推進プラン」を今年度中に策定し、限られた財源の投入先の最適化を目指す「財政の模様替え」を進めてまいります。

本書は、令和4年度決算及び令和5年度上半期の財政運営状況についてのあらましをまとめたものです。

本書を通じて本市の財政状況をご理解いただき、今後とも行財政運営に対する市民のみなさまのご協力をお願いいたします。

1 令和4年度決算の状況

(1) 令和4年度決算概要

令和4年度一般会計及び特別会計の総決算額は、

歳入 9,981億9,558万円

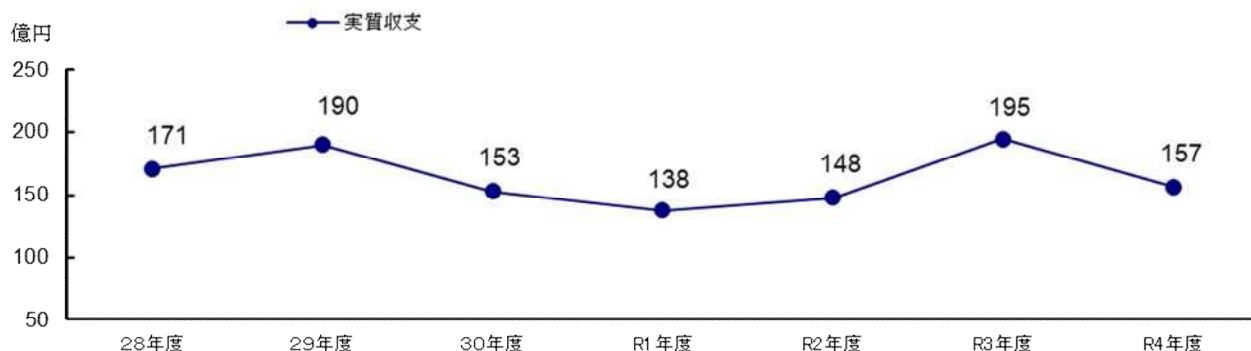
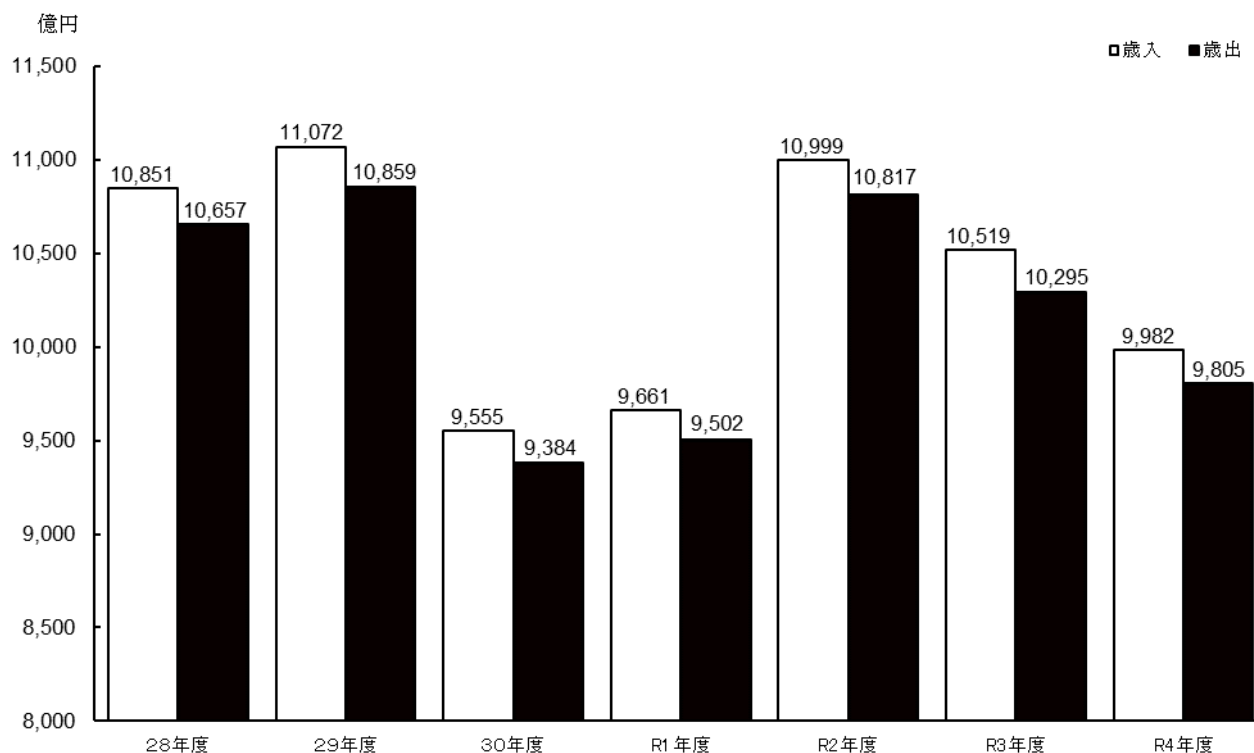
歳出 9,805億1,459万円

で、歳入、歳出の対前年度比はそれぞれ、5.1%、4.8%の減となっています。

また、形式収支は176億8,099万円、実質収支は157億4,248万円となりました。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移は、次図のとおりです。

歳入歳出決算額及び実質収支の推移（一般会計・特別会計総計）



(2) 会計別歳入・歳出決算額

(単位：千円)

区 分		歳 入 A	歳 出 B	歳入・歳出 差 引 額 C (A-B)	翌年度へ繰 り越すべき 財源 D	実質収支 (C-D)
一 般 会 計		599,414,687	596,066,691	3,347,996	1,720,458	1,627,538
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	102,382,664	100,608,654	1,774,010	—	1,774,010
	食 肉 セ ン タ ー	370,930	360,611	10,319	—	10,319
	卸 売 市 場	1,049,722	908,137	141,585	736	140,849
	渡 船	548,633	400,977	147,656	—	147,656
	土 地 区 画 整 理	3,386,515	3,150,035	236,480	117,300	119,180
	土 地 区 画 整 理 事 業 清 算	1,234	4	1,230	—	1,230
	港 湾 整 備	8,794,467	4,807,557	3,986,910	74,649	3,912,261
	公 債 償 還	149,770,608	149,770,608	0	—	0
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付	266,790	13	266,777	—	266,777
	土 地 取 得	1,349,607	1,349,459	148	148	0
	駐 車 場	719,891	283,420	436,471	18,623	417,848
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	362,317	339,484	22,833	—	22,833
	産 業 用 地 整 備	870,018	139,464	730,554	—	730,554
	漁 業 集 落 排 水	54,205	43,914	10,291	—	10,291
	介 護 保 険	108,203,931	102,709,411	5,494,520	6,600	5,487,920
	空 港 関 連 用 地 整 備	23,247	231	23,016	—	23,016
	学 術 研 究 都 市 土 地 区 画 整 理	557,656	225,616	332,040	—	332,040
	臨 海 部 産 業 用 地 貸 付	427,226	427,226	0	—	0
	後 期 高 齢 者 医 療	17,155,102	16,646,184	508,918	—	508,918
	市 民 太 陽 光 発 電 所	294,040	84,805	209,235	—	209,235
市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	2,192,085	2,192,085	0	—	0	
計	398,780,888	384,447,895	14,332,993	218,056	14,114,937	
合 計		998,195,575	980,514,586	17,680,989	1,938,514	15,742,475

(3) 一般会計歳入決算額款別構成

(単位：千円、%)

区 分		決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
		3年度	4年度	3年度	4年度	
自 主 財 源	市 税	174,938,509	179,669,924	27.1	30.0	102.7
	分担金及び負担金	2,721,577	2,574,782	0.4	0.4	94.6
	使用料及び手数料	14,644,949	14,738,317	2.3	2.5	100.6
	財産収入	9,555,942	3,279,896	1.5	0.5	34.3
	寄附金	2,573,079	2,747,242	0.4	0.4	106.8
	繰入金	5,340,769	2,808,157	0.8	0.5	52.6
	繰越金	4,345,857	7,728,382	0.6	1.3	177.8
	諸収入	64,983,162	56,882,743	10.1	9.5	87.5
	計	279,103,844	270,429,443	43.2	45.1	96.9
依 存 財 源	地方譲与税	3,089,210	3,066,946	0.5	0.5	99.3
	利子割交付金	67,054	35,136	0.0	0.0	52.4
	配当割交付金	673,291	565,044	0.1	0.1	83.9
	株式等譲渡所得割交付金	784,483	468,744	0.1	0.1	59.8
	分離課税所得割交付金	157,738	166,106	0.0	0.0	105.3
	法人事業税交付金	2,171,589	2,423,989	0.3	0.4	111.6
	地方消費税交付金	22,745,376	23,456,206	3.5	3.9	103.1
	ゴルフ場利用税交付金	43,172	45,095	0.0	0.0	104.5
	環境性能割交付金	439,025	543,423	0.1	0.1	123.8
	軽油引取税交付金	5,455,392	5,432,027	0.9	0.9	99.6
	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	32,405	35,055	0.0	0.0	108.2
	地方特例交付金	3,020,089	1,270,878	0.5	0.2	42.1
	地方交付税	73,508,927	68,977,455	11.4	11.5	93.8
	交通安全対策特別交付金	388,324	337,680	0.0	0.1	87.0
	国庫支出金	162,618,538	142,254,713	25.2	23.7	87.5
	県支出金	32,162,753	32,259,647	5.0	5.4	100.3
市 債	59,300,600	47,647,100	9.2	8.0	80.3	
	計	366,657,966	328,985,244	56.8	54.9	89.7
合 計		645,761,810	599,414,687	100.0	100.0	92.8

(4) 一般会計歳出決算額性質別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	3年度	4年度	3年度	4年度	
義 務 的 経 費	347,086,894	335,732,299	54.4	56.3	96.7
人 件 費	107,800,051	109,057,814	16.9	18.3	101.2
扶 助 費	171,383,820	160,812,653	26.9	27.0	93.8
公 債 費	67,903,023	65,861,832	10.6	11.0	97.0
投 資 的 経 費	65,688,510	51,594,557	10.3	8.7	78.5
補 助 事 業 費	42,267,719	33,301,031	6.6	5.6	78.8
単 独 事 業 費	23,420,791	18,293,526	3.7	3.1	78.1
そ の 他 の 経 費	225,258,024	208,739,835	35.3	35.0	92.7
物 件 費	75,117,375	77,996,576	11.8	13.1	103.8
維 持 補 修 費	7,379,377	7,623,512	1.1	1.3	103.3
補 助 費 等	35,319,469	30,090,151	5.5	5.0	85.2
積 立 金	13,244,932	6,425,420	2.1	1.1	48.5
投 資 及 び 出 資 金	629,696	441,932	0.1	0.1	70.2
貸 付 金	46,327,646	38,675,799	7.3	6.5	83.5
繰 出 金	47,239,529	47,486,445	7.4	7.9	100.5
合 計	638,033,428	596,066,691	100.0	100.0	93.4

(5) 一般会計歳出決算額目の別構成

(単位：千円、%)

区 分	決 算 額		構 成 比 率		対前年度 比 率
	3年度	4年度	3年度	4年度	
1 議 会 費	1,564,382	1,594,935	0.2	0.3	102.0
2 総 務 費	44,991,056	43,831,495	7.1	7.4	97.4
3 保 健 福 祉 費	190,509,470	191,036,888	29.9	32.0	100.3
4 子 ど も 家 庭 費	84,985,704	72,479,178	13.3	12.2	85.3
5 環 境 費	15,296,373	16,549,538	2.4	2.8	108.2
6 労 働 費	599,660	425,288	0.1	0.1	70.9
7 農 林 水 産 業 費	1,801,098	2,416,924	0.3	0.4	134.2
8 産 業 経 済 費	63,120,535	50,600,673	9.9	8.5	80.2
9 土 木 費	44,915,652	38,670,325	7.0	6.5	86.1
10 港 湾 費	8,280,339	8,553,751	1.3	1.4	103.3
11 建 築 行 政 費	8,130,273	8,302,394	1.3	1.4	102.1
12 消 防 費	12,706,093	11,584,035	2.0	1.9	91.2
13 教 育 費	72,916,540	71,203,274	11.4	11.9	97.7
14 災 害 復 旧 費	35,547	204,552	0.0	0.0	575.4
15 諸 支 出 金	88,180,706	78,613,441	13.8	13.2	89.2
16 予 備 費	0	0	0.0	0.0	—
合 計	638,033,428	596,066,691	100.0	100.0	93.4

2 令和5年度上半期財政運営の状況

(1) 一般会計予算の執行状況

(令和5年9月30日現在)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B/A)	区 分	予算現額 (C)	支出済額 (D)	支出率 (D/C)
市 税	1,814 億 2,500 万円	974 億 2,140 万円	% 53.7	保健福祉費	1,880 億 8,658 万円	725 億 9,093 万円	% 38.6
国庫支出金	1,398 億 2,198 万円	429 億 2,465 万円	30.7	教 育 費	761 億 1,062 万円	328 億 4,467 万円	43.2
諸 収 入	693 億 6,800 万円	47 億 2,625 万円	6.8	諸 支 出 金	753 億 8,789 万円	30 億 2,623 万円	4.0
地方交付税	690 億円	515 億 5,893 万円	74.7	子 家 庭 費	742 億 7,135 万円	317 億 6,455 万円	42.8
市 債	604 億 4,360 万円	531 億 9,822 万円	88.0	産 業 経 済 費	638 億 3,920 万円	407 億 4,757 万円	63.8
県 支 出 金	331 億 9,160 万円	25 億 5,379 万円	7.7	土 木 ・ 建 築 行 政 費	534 億 6,562 万円	129 億 3,225 万円	24.2
そ の 他	828 億 8,873 万円	334 億 6,010 万円	40.4	そ の 他	1,049 億 7,765 万円	376 億 3,666 万円	35.9
合 計	6,361 億 3,891 万円	2,858 億 4,334 万円	44.9	合 計	6,361 億 3,891 万円	2,315 億 4,286 万円	36.4

(2) 特別会計予算の執行状況

(令和5年9月30日現在)

区 分	予 算 現 額 (A)	歳 入		歳 出	
		収入済額(B)	収入率(B/A)	支出済額(C)	支出率(C/A)
公 債 償 還	1,687 億円 100 万円	218 億 7,657 万円	% 13.0	585 億 9,768 万円	% 34.7
介 護 保 険	1,092 億 9,260 万円	488 億 3,414 万円	44.7	430 億 4,428 万円	39.4
国 民 健 康 保 険	1,004 億 2,200 万円	394 億 3,930 万円	39.3	374 億 4,029 万円	37.3
後 期 高 齢 者 医 療	182 億 6,000 万円	56 億 1,041 万円	30.7	50 億 323 万円	27.4
土 地 取 得	71 億 915 万円	9 億 8,094 万円	13.8	4 億 2,420 万円	6.0
土 地 区 画 整 理	51 億 9,731 万円	2 億 4,198 万円	4.7	10 億 7 万円	19.2
そ の 他	141 億 6,215 万円	91 億 4,795 万円	64.6	17 億 2,140 万円	12.2
合 計	4,231 億 4,421 万円	1,261 億 3,129 万円	29.8	1,472 億 3,115 万円	34.8

(3) 市有財産、市債及び一時借入金

ア 市有財産

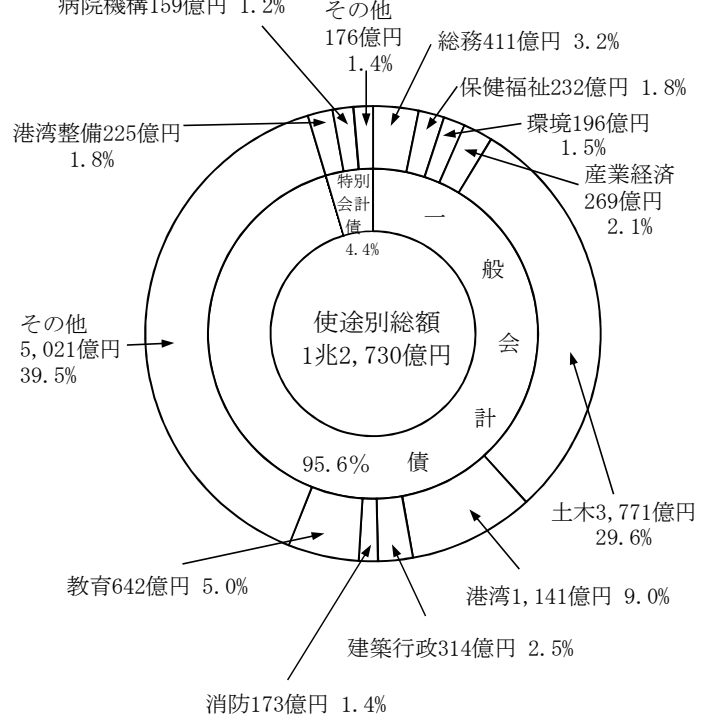
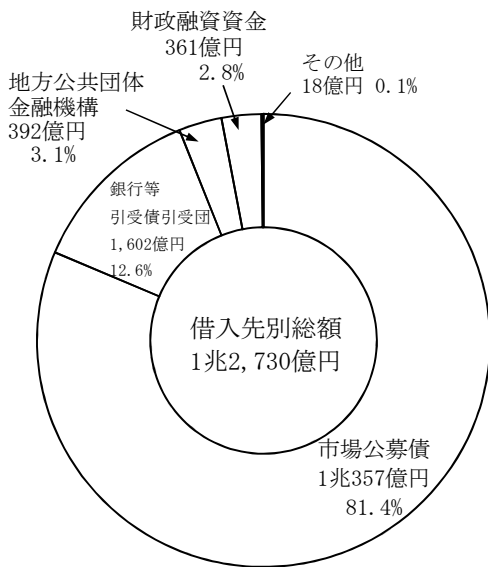
(令和5年9月30日現在)

区分	単位	数 量		
		行政財産	普通財産	合 計
土 地	m ²	22,007,211	7,874,641	29,881,852
建 物	m ²	4,666,631	147,651	4,814,282
立 木	m ³	176,843	—	176,843
船 舶	隻 (t)	2 (133)	—	2 (133)
浮 棧 橋	個	6	—	6
航 空 機	機	1	—	1
物 権	m ²	687,838	2	687,840
特 許 権	件	0	—	0
著 作 権	件	118	—	118
商 標 権	件	—	17	17

区 分	単 位	数 量
有 価 証 券	千 円	694,120
出 資 に よ る 権 利	千 円	69,931,035

イ 市債の現在高

(令和5年9月30日現在)



ウ 一時借入金

(令和5年9月30日現在)

予算で定めた最高限度額	850億円	一時借入金残高	0円
-------------	-------	---------	----

3 令和5年度上半期公営企業の業務状況

(1) 上水道事業会計

ア 事業の概況

【水道事業】

給 水 状 況

(令和5年9月30日現在)

区 分	年 度	令和5年度	令和4年度	増(△)減	増 減 率 (%)
	配水量 (千m ³)	52,705	53,911	△ 1,206	△ 2.2
	一日平均配水量 (m ³)	288,003	294,596	△ 6,593	△ 2.2

【水道用水供給事業】

給 水 状 況

(令和5年9月30日現在)

区 分	年 度	令和5年度	令和4年度	増(△)減	増 減 率 (%)
	給水事業者数 (事業者)	5	5	0	0.0
	給水量 (千m ³)	3,381	3,490	△ 109	△ 3.1
	一日平均給水量 (m ³)	18,474	19,071	△ 597	△ 3.1

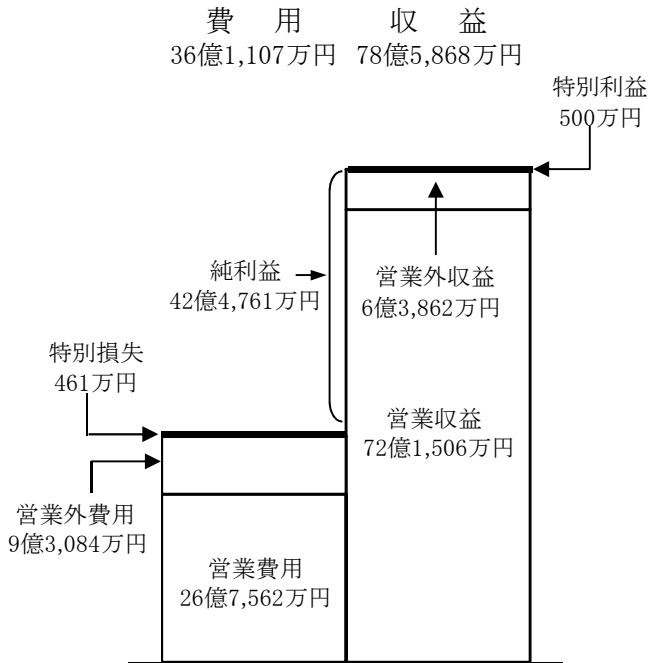
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【水道事業】

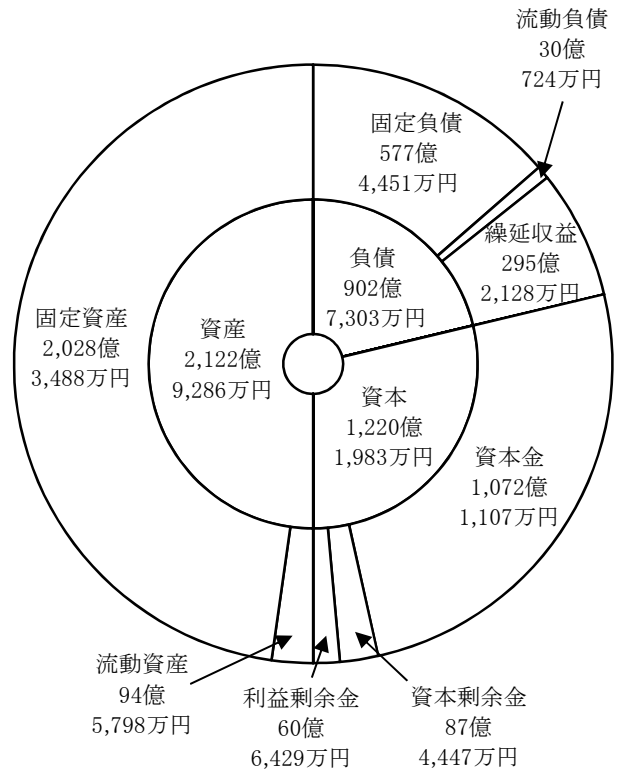
損益収支の状況

(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

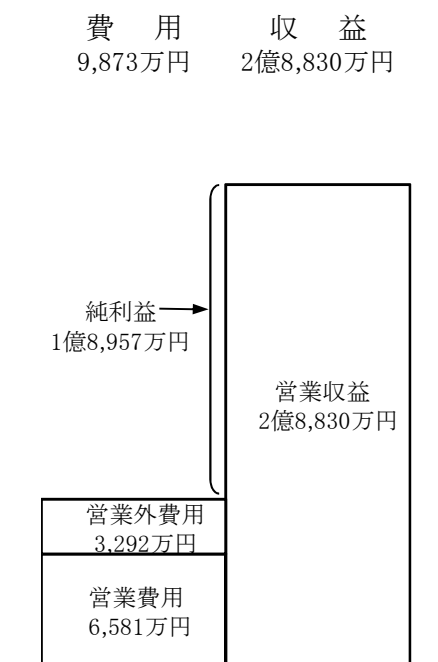
(令和5年9月30日現在)



【水道用水供給事業】

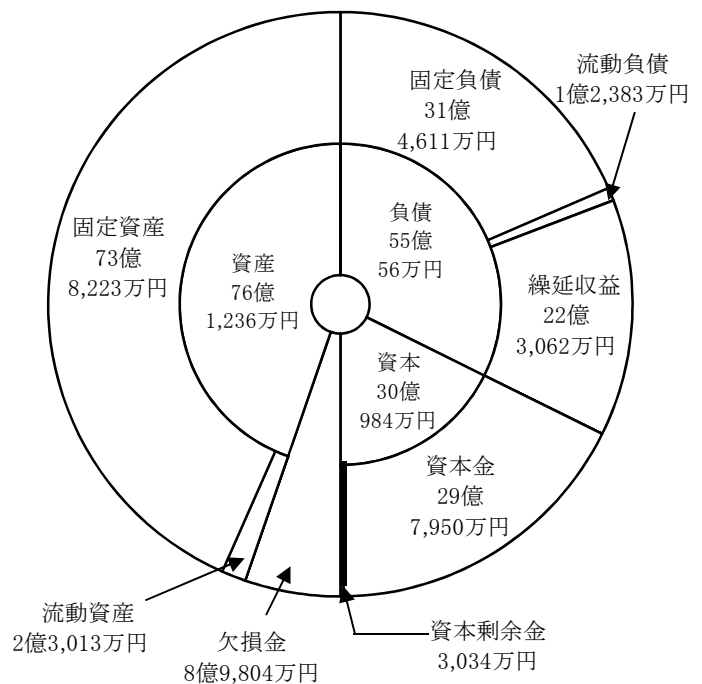
損益収支の状況

(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

(令和5年9月30日現在)



(2) 工業用水道事業会計

ア 事業の概況

給 水 状 況

(令和5年9月30日現在)

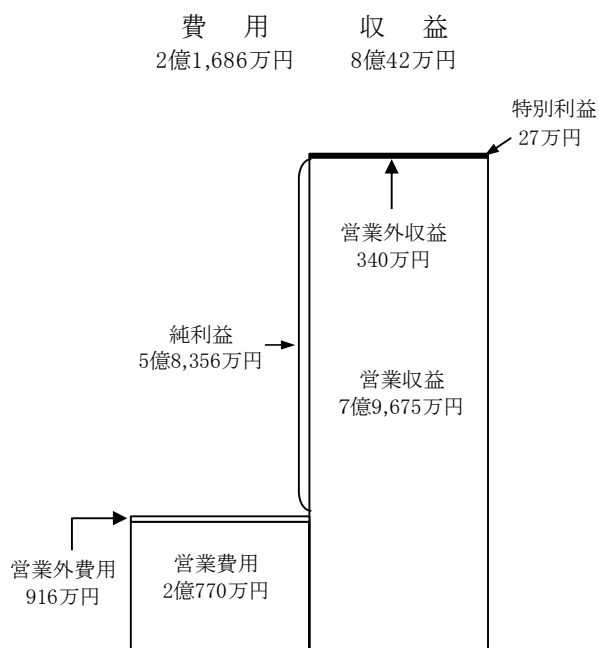
区 分	年 度		増 (△) 減	増 減 率 (%)
	令和 5 年度	令和 4 年度		
給水事業所数 (事業所)	69	69	0	0.0
給水量 (千m ³)	23,286	19,516	3,770	19.3
一日平均給水量 (m ³)	127,244	106,647	20,597	19.3

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況

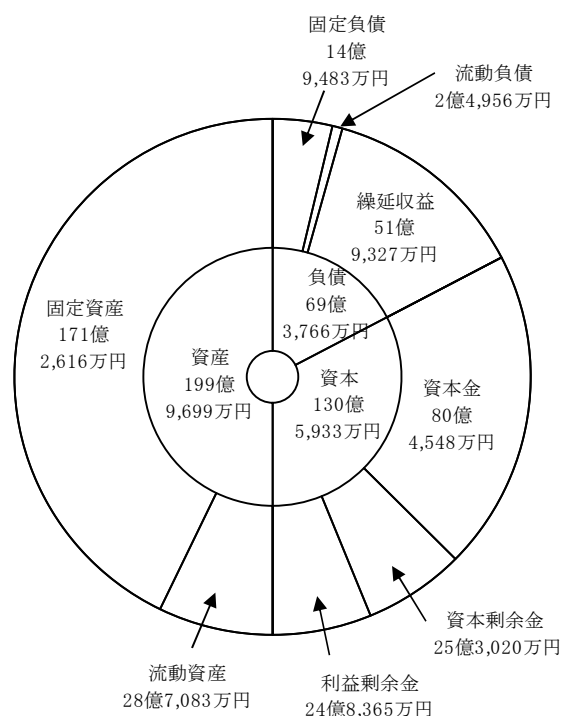
(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和5年9月30日現在)



(3) 交通事業会計

ア 事業の概況

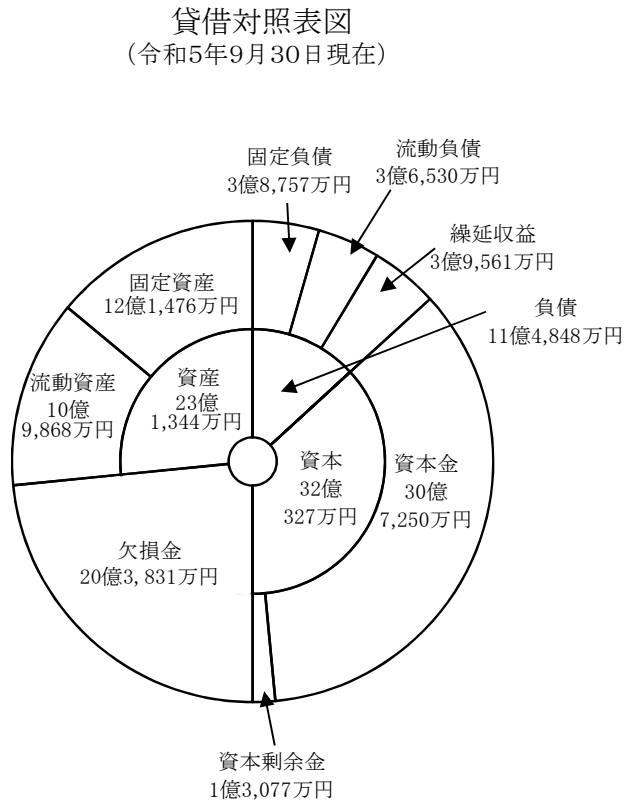
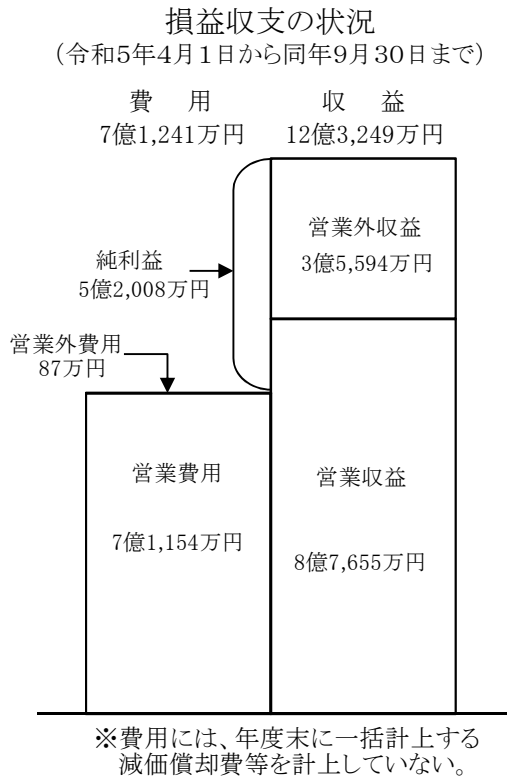
輸 送 状 況

(令和5年9月30日現在)

区 分	令和5年度	令和4年度	増(△)減	増減率(%)
実働車両数(両)	13,432	13,045	387	3.0
乗合(両)	11,760	11,562	198	1.7
貸切(両)	1,672	1,483	189	12.7
走行キロ数(km)	1,713,407	1,815,969	△102,562	△5.6
乗合(km)	1,559,898	1,680,794	△120,896	△7.2
貸切(km)	153,509	135,175	18,334	13.6
輸送人員(人)	2,215,738	2,152,589	63,149	2.9
乗合(人)	2,016,943	1,967,527	49,416	2.5
貸切(人)	198,795	185,062	13,733	7.4
一日平均輸送人員(人)	12,108	11,763	345	2.9
乗合(人)	11,022	10,752	270	2.5
貸切(人)	1,086	1,011	75	7.4

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。



(4) 病院事業会計

ア 事業の概況

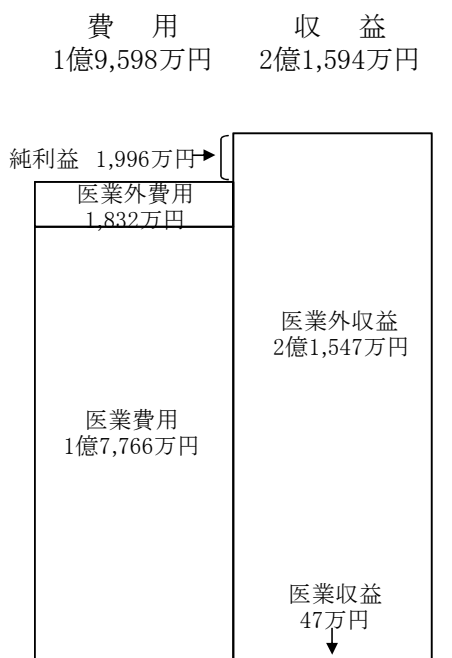
市立門司病院について、医療法人茜会を指定管理者として、結核医療を中心に運営を行った。

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

損益収支の状況

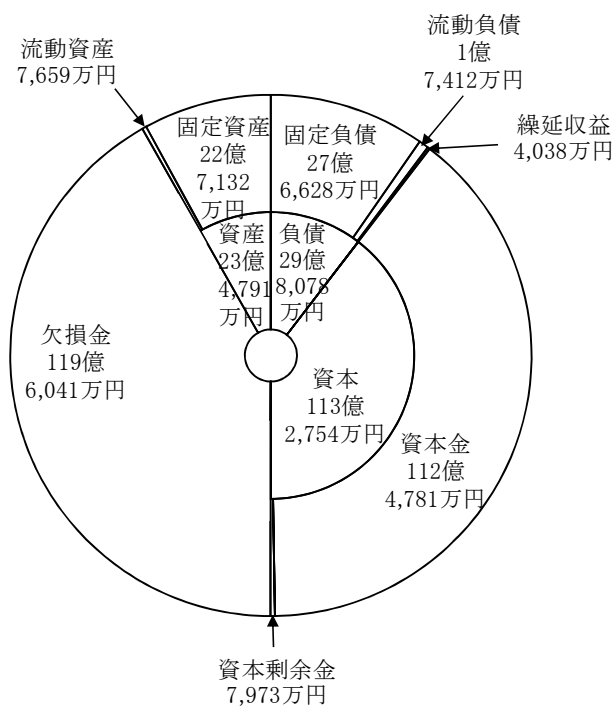
(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



※費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和5年9月30日現在)



(5) 下水道事業会計

ア 事業の概況

下水処理状況

(令和5年9月30日現在)

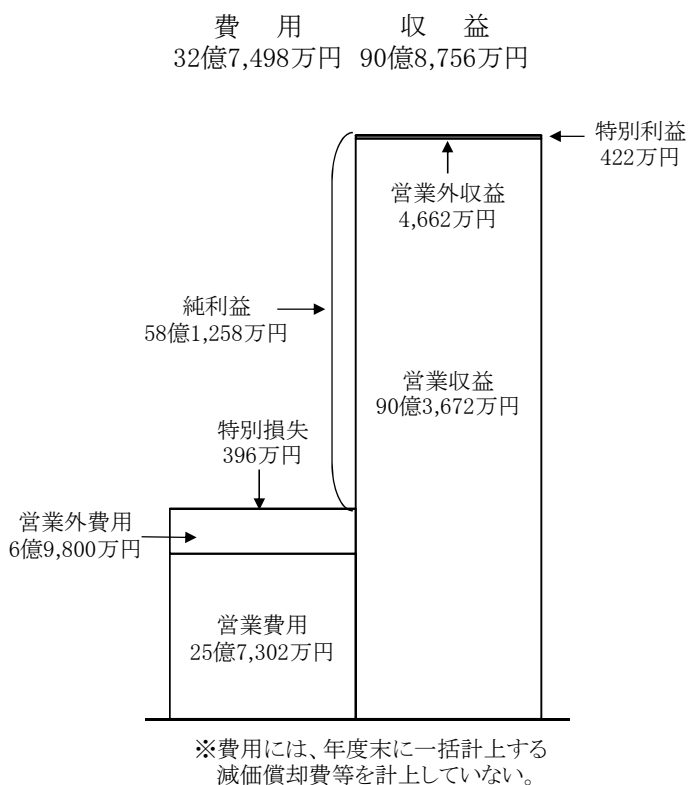
区分 \ 年度	令和5年度	令和4年度	増(△)減	増減率(%)
処理水量(千m ³)	81,189	70,180	11,009	15.7
水洗化助成戸数(戸)	1	2	△1	△50.0

イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

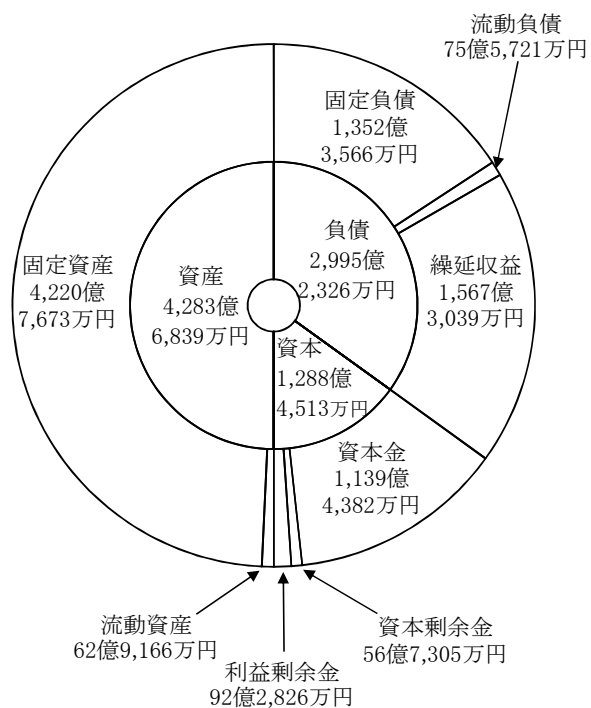
損益収支の状況

(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



貸借対照表図

(令和5年9月30日現在)



(6) 公営競技事業会計

ア 事業の概況

公営競技事業の令和5年4月1日から同年9月30日までの業務量は、次のとおりです。

【競輪事業】

(1) 開催日数	27日
(2) 車券発売金	10,253,804,300円
うち本場	78,274,500円
うち電話投票	8,855,752,300円
うち場外	1,319,777,500円
(3) 1日平均車券発売金	379,770,530円
(4) 場間場外発売金	1,568,436,500円
(5) 入場者数	7,171人

【モーターボート競走事業】

(1) 開催日数	109日
(2) 舟券発売金	79,323,736,000円
うち本場	1,599,100,000円
うち電話投票	65,023,741,100円
うち場外	12,700,894,900円
(3) 1日平均舟券発売金	727,740,697円
(4) 場間場外発売金	4,307,373,600円
(5) 入場者数	68,730人

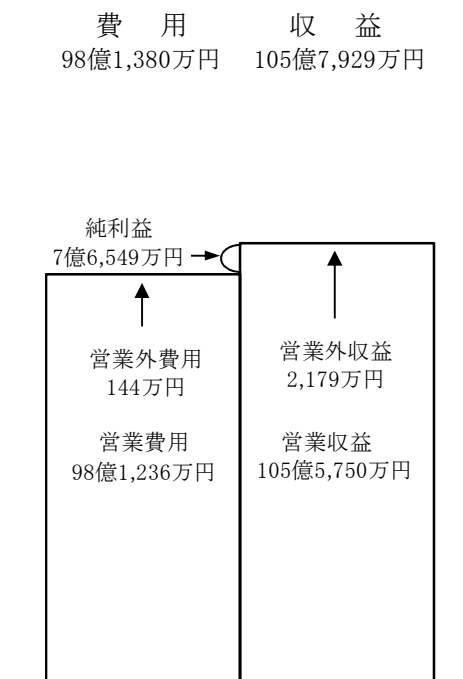
イ 経理の状況

損益収支の状況及び貸借対照表図のとおりです。

【競輪事業】

損益収支の状況

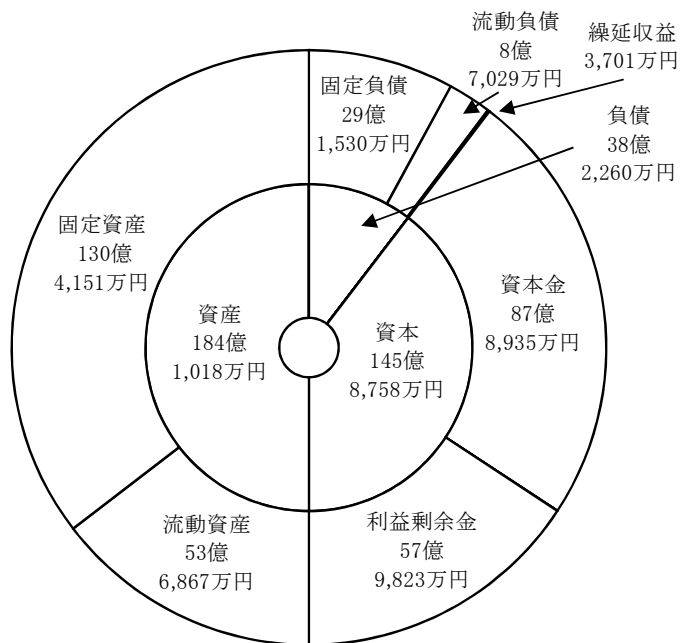
(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

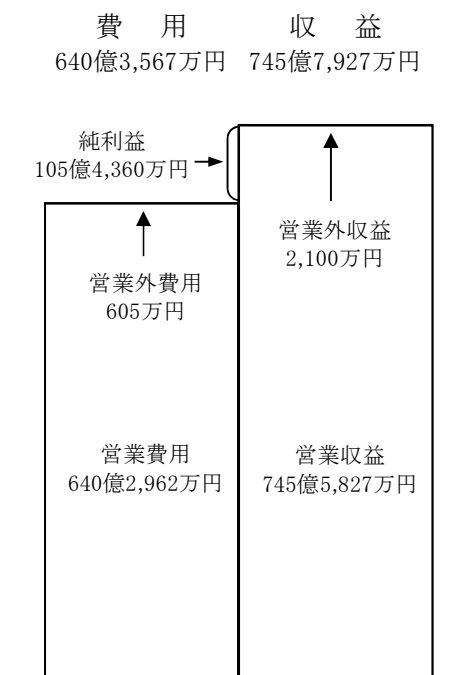
(令和5年9月30日現在)



【モーターボート競走事業】

損益収支の状況

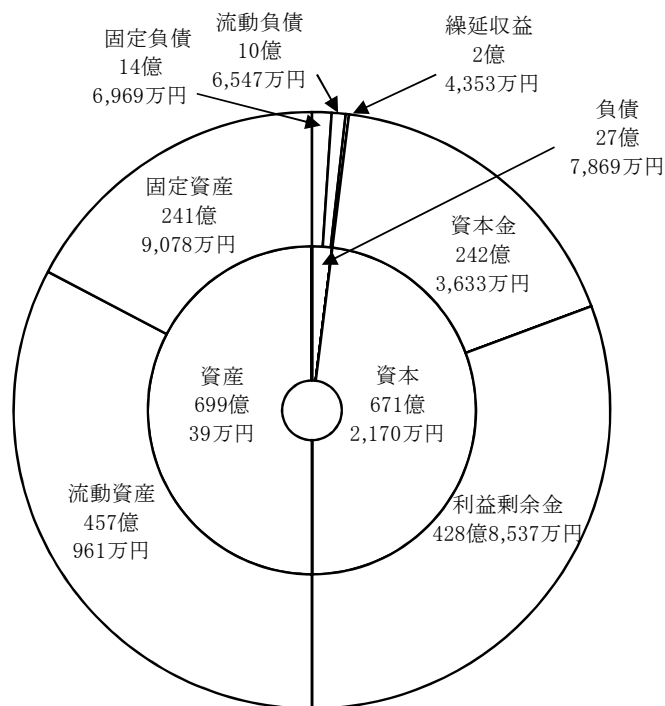
(令和5年4月1日から同年9月30日まで)



※ 費用には、年度末に一括計上する減価償却費等を計上していない。

貸借対照表図

(令和5年9月30日現在)



4 前事業年度（令和4年度）の公営企業の決算の状況

（単位：千円、税込）

会計別	収益的収入及び支出		資本的収入及び支出	
	収入	支出	収入	支出
上水道事業	20,326,976	19,803,477	4,222,530	12,433,492
工業用水道事業	1,963,635	1,643,771	48,542	975,896
交通事業	1,865,296	2,062,944	61,555	142,115
病院事業	251,382	400,165	335,530	335,777
下水道事業	27,091,140	26,422,685	11,104,977	23,851,280
公営競技事業	173,885,672	160,372,691	3,242,869	9,369,712

北九州市告示第444号

北九州市立介護実習・普及センター等に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和5年12月28日

北九州市長 武内和久

施設名	変更前後の別	指定する期間
北九州市立介護実習・普及センター	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立新門司老人福祉センター	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立年長者研修大学校周望学舎	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立年長者研修大学校穴生学舎	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立北九州穴生ドーム	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立福祉会館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立戸畑市民会館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立東部障害者福祉会館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立西部障害者福祉会館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立点字図書館	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで
北九州市立聴覚障害者情報センター	前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市告示第445号

北九州市立子どもの館等に係る指定管理者の指定の一部を変更したので次のとおり告示する。

令和5年12月28日

北九州市長 武内和久

施設名	指定する期間	
	変更前	変更後
北九州市立子どもの館	平成31年4月	平成31年4月
北九州市立子育てふれあい交流プラザ	1日から平成3	1日から令和7
北九州市立母子・父子福祉センター	6年3月31日	年3月31日ま
北九州市立風師児童館	まで	で
北九州市立大里児童館		
北九州市立大里西児童館		
北九州市立大里東児童館		
北九州市立到津児童館		
北九州市立三郎丸児童館		
北九州市立下富野児童館		
北九州市立新政町児童館		
北九州市立中島児童館		
北九州市立長浜児童館		
北九州市立南小倉児童館		
北九州市立貴船児童館		
北九州市立山田児童館		
北九州市立北方児童館		
北九州市立葛原児童館		
北九州市立菅生児童館		
北九州市立徳力児童館		
北九州市立徳力南児童館		
北九州市立蜷田児童館		
北九州市立南曾根児童館		
北九州市立横代児童館		
北九州市立若園児童館		
北九州市立高須児童館		

北九州市立高塔児童館	
北九州市立深町児童館	
北九州市立藤ノ木児童館	
北九州市立枝光児童館	
北九州市立西本町児童館	
北九州市立浅川児童館	
北九州市立穴生児童館	
北九州市立永犬丸児童館	
北九州市立折尾児童館	
北九州市立香月児童館	
北九州市立楠橋児童館	
北九州市立黒崎児童館	
北九州市立小嶺児童館	
北九州市立中原児童館	
北九州市立牧山児童館	
北九州市立夜宮児童館	
北九州市立第1緑地保育センター	
ー	
北九州市立第2緑地保育センター	
ー	
北九州市立藍島保育所	

北九州市告示第446号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月28日

北九州市長 武内和久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
学校法人産業医科大学ラマティール保育園（及び病児保育室ほつとるーむ）	認可外保育施設	北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	学校法人産業医科大学	令和5年1月29日
キッズライン（坂辻 美咲）	認可外保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。	坂辻美咲	令和5年1月21日

北九州市告示第447号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11第2号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月28日

北九州市長 武 内 和 久

施設等の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
キズナシッター （鶴 実穂）	認可外 保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。	鶴 実穂	令和5年1 2月11日
キズナシッター ・キッズパーク （廣渡 亜莉沙）	認可外 保育施設	居宅訪問型保育事業の所在地は個人情報のため公示しておりません。	廣渡亜莉沙	令和5年1 2月18日

北九州市公告第850号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月28日

北九州市長 武内和久

1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量 令和6年度指導者用デジタル教科書ライセンスの借入れ 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 履行場所 本市の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年1月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年

1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課

イ 日時 この公告の日から令和6年1月17日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和6年1月10日午後3時

(4) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和6年1月17日まで（日曜日等を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課に提出しなければならない。

(5) 郵送による入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年2月6日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 令和6年2月7日午後3時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局次世代教育推進部教育情報化推進課
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3445

6 Summary

- (1) Product and Quantity
Borrowing of digital textbook license for teachers in FY2024
- (2) Deadline of Tender (by hand)
3:00p. m., February 7, 2024
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p. m., February 6, 2024
- (4) For further information, please contact : Digital Education
Development Division, Next Generation Education Development Department,
Board of Education, City of Kitakyushu

北九州市公告第 851 号

一般競争入札により、売払契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 12 月 28 日

北九州市長 武内和久

1 契約内容

(1) 件名

旧北九州市立児童文化科学館展示物・スペースシャトル模型売払い

(2) 売払物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 引渡し時期 令和 6 年 3 月下旬から同年 4 月初旬まで

(4) 引渡し場所 北九州市が指定する場所

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 入札は、郵送により行う。

ウ 開札の結果、同価格で複数の入札があった場合は、日にちを指定して、改めて郵送にて再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2 回までとする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市財産条例（昭和 39 年北九州市条例第 85 号）第 8 条第 1 項第 1 号に基づく公益上の必要があること。なお、公益上の必要とは、市内の青少年の教育に資するために使用すると定める。

(3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 国税、地方税その他公課を滞納していない者であること。

(6) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの申立て

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課

イ 期間 この公告の日から令和6年1月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く。

）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課のホームページ

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/kod-seishounen.html>

(3) 入札説明会は、行わないものとする。

4 入札書を提出する場所及び期間等

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所子ども家庭局子育て支援部青少年課

(2) 期間等 書留郵便で令和5年12月28日から令和6年1月25日午後5時までに必着のこと。

5 開札の日時

令和6年1月26日 午前10時00分

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の10以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規則第25条第7項各号の各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

北九州市公告第 852 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 12 月 28 日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市子ども・子育て支援に関するアンケート集計・分析業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- (4) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

エ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札の手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

イ 期間 この公告の日から令和6年1月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに、令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に子ども家庭局子ども家庭部総務企画課に連絡すること。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 入札に参加するための要件等

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに入札参加申込みを行い、入札参加者としての資格を有するか否かについて審査を受けなければならない。

イ 入札参加申込みは、所定の様式を持参し、又は郵送することにより行わなければならない。

(5) 入札参加申込書を提出する場所及び期間

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期間

(ア) 持参の場合

この公告の日から令和6年1月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(イ) 郵送の場合

書留郵便で令和6年1月10日午後5時までに必着のこと。

(6) 競争入札参加資格確認結果の通知 令和6年1月12日までに通知する。

4 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所第2入札室（地下2階）

(2) 日時 令和6年1月16日（火）午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市子ども家庭局子ども家庭部総務企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2280

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和5年	第5466号	1	市選挙管理委員会 の3行目	北九州市選挙 管理委員会 委員長	北九州市管 理委員会委 員長